重要事項説明書

社会福祉法人　川福会

介護老人保健施設　枚岡の里

短期入所療養介護

介護老人保健施設枚岡の里　短期入所療養介護　重要事項説明書

＜令和　６年　11 月　１日現在＞

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定短期入所生活介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「東大阪市介護保険事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例（平成 24 年東大阪市条例第 36 号）」に定める「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）」第 8 条の規定に基づき、指定短期入所療養介護サービス提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

１　指定短期入所生活介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人　川福会
代表者氏名	理事長　　吉田　　悟
本社所在地 （連絡先及び電話番号等）	東大阪市出雲井本町３－２５ （電話）072-985-7771 （FAX ）072-985-1722
法人設立年月日	昭和５６年１０月１９日

２　利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	枚岡の里　短期入所療養介護
介護保険指定事業所番号	２７５５０８００１３
事業所所在地	東大阪市出雲井本町３－２５
連絡先 相談担当者名	（電話）072-985-2511 （FAX ）072-985-6211 管理者　丸茂　詠子
通常の送迎の実施地域	東大阪市、大東市、八尾市
利用定員	短期入所療養介護の利用定員数は、利用者が申込みをしている当該日の介護保健施設サービスの定員数より実入所者数を差し引いた数です。

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	介護老人保健施設枚岡の里（以下「当施設」という）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るようにすると共に、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、短期入所療養介護サービスを提供することを目的としています。

運 営 の 方 針	① 当施設は、利用者の心身の状況、病歴を踏まえて、利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、看護・医学的管理の元における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとします。 ② 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めると共に、常に利用者の家族との連携を図るものとする。 ③ 前２項のほか、「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日厚生省第 40 号）」に定める内容を遵守し、事業を実施します。

(3) 事業所の職員体制

職	職　務　内　容	人 員 数
管理者	1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常　勤　１名
運営部長	1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理で管理者を補佐します。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令等の業務で管理者を補佐します。	常　勤　１名
医　　師	1 利用者の心身の状態の把握に努め、診療に当たっては、適切な判断をもととし、入所者に対して必要な検査、投薬、処置等を妥当適切に行います。	常　勤　１名
薬剤師	1 医師の指示に基づき、適切な薬剤管理と処方をします。	非常勤　１名
看護師・ 准看護師 （看護職員）	1 サービス提供の前後及び提供中の利用者の心身の状況等の把握を行います。 2 利用者の健康管理や静養のための必要な措置を行います 3 利用者の病状が急変した場合等に、医師の指示を受けて、必要な看護を行います。	常勤・非常勤 ９名
介護職員	1 短期入所療養介護計画に基づき、適切な介護を行います。	常勤・非常勤 ２１名
支援相談員	1 利用者および家族の処遇上の相談、レクレーション等の計画・指導、市町村との連携、ボランティアの指導を行います。 2 それぞれの利用者について、短期入所療養介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。	常　勤　１名
介護支援 専門員	1 利用者の心身の状況及びその有する能力、置かれている環境等の評価に基づき、人間的で自立した日常生活を営むことが出来るよう、居宅介護サービス計画書に基づき、施設サービス計画を作成します。 2 作成された施設サービス計画に基づき、そのサービス内容が誠意を持って遂行されるよう責任を持って指導します。	常　勤　１名
理学療法士	1 利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法を行います。	常　勤　１名

管理栄養士	1 献立の作成、栄養指導、嗜好調査及び残食調査等利用者の食事管理を行います。	常　勤　1名
事務職員	1 介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常　勤　２名

３　提供するサービスの内容及び費用について

(1)　介護保険給付対象サービス

ア　提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サ　ー　ビ　ス　の　内　容
短期入所療養介護計画の作成	1　利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた短期入所療養介護計画を作成します。 2　短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。 3　短期入所療養介護計画の内容について、利用者の同意を得たときは、短期入所療養介護計画書を利用者に交付します。 4　それぞれの利用者について、短期入所療養介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。
利用者居宅への送迎	事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。 ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。
食　　事	（食事時間） 朝食　 7：30～ 8：30 昼食　12：00～13：00 夕食　18：00～19：00 利用者の状況に応じて適切な食事介助を行うと共に、食事に自立についても適切な援助を行います。
医療・看護	医師により７日に１回定期診察を行います。それ以外でも必要がある場合にはいつでも診察を受け付けます。 ただし、当施設では行えない処置（透析等）や手術、その他病状が著しく変化した場合の医療については他の医療機関での治療となります。
機能訓練	理学療法士により、入所者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます
入浴	週２回の入浴又は清拭を行います。 寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。

排泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
離床、着替え、整容等	寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。 シーツ交換は週１回実施します。
相談及び援助	入所者とその家族からのご相談に応じます
娯楽等	毎月、誕生会を行います。 当施設では、施設での生活が実りあるものとするため、適宜レクリエーション・行事を企画します。

イ　短期入所療養介護従業者の禁止行為

短期入所療養介護従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
（ただし、やむを得ず金銭等を預かる場合は、預り証を交付するなど当法人の「利用者預り金等管理規定」等に従います。）

② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受

③ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）

④ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

ウ　提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

原則として料金表の利用料金に対して、介護保険負担割合証に記載されている割合が利用者の負担額となります。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

サービス提供証明書及び領収証は、後に利用料の償還払いを受けるときに必要となります。

【基本部分：介護保健施設サービス費（５級地　基本型　多床室）】

利用者の要介護度	介護保健施設サービス費（１日あたり）			
	基本利用料※（注１）参照	**利用者負担金※（注２）参照**		
		基本利用料の１割	**基本利用料の２割**	**基本利用料の３割**
要介護１	８，６７３円	**８６８円**	**１，７３５円**	**２，６０２円**
要介護２	９，１９６円	**９２０円**	**１，８４０円**	**２，７５９円**
要介護３	９，８６４円	**９８７円**	**１，９７３円**	**２，９６０円**
要介護４	１０，４１８円	**１，０４２円**	２，０８４円	**３，１２６円**
要介護５	１０，９９３円	**１，１００円**	**２，１９９円**	**３，２９８円**

（注１）上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

（注２）介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご留意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者負担金		
			１割	２割	３割
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	当該加算の体制・人材要件を満たす場合。 （１日につき）	６２円	７円	１３円	１９円
療養食加算	医師の発行する食事せんに基づき、入所者の年齢、心身状況によって適切な内容の療養食を提供した場合。 （１食につき）	８３円	９円	１７円	２５円
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進等を行った場合。 （1月につき）	１０４円	１１円	２１円	３２円
送迎加算	送迎を行った場合。（片道につき）	１，９２２円	１９３円	３８５円	５７７円
夜勤職員配置加算	最低基準を１以上上回る数の夜勤職員が配置されている場合。 （１日につき）	２５０円	２５円	５０円	７５円
緊急短期入所受入加算	当該加算の要件を満たす場合	９４０円	９４円	１８８円	２８２円
個別リハビリテーション実施加算	理学療法士等により機能訓練を実施した場合	２，５０８円	２５１円	５０２円	７５３円
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	在宅復帰施設としての役割に向けた取り組みを行っている場合 （1日につき・但し、在宅復帰・在宅療養支援機能の評価において要件を満たした場合に限る）	５３２円	５４円	１０７円	１６０円
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	当該加算の要件を満たす場合。 ※（注３）	１月の利用料金（介護報酬総単位数×サービス加算率）	左記額の１割	左記額の２割	左記額の３割

（注３）当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

（２） 介護保険給付非対象サービス

利用料の全額を負担していただきます。（介護老人保健施設枚岡の里短期療養入所運営規程第６条各項の規定によります。）

① 送迎費	利用者の居宅が、通常の送迎の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、送迎に要する費用の実費を請求いたします。 事業所から片道１キロメートルにつき　１００円
② 食　　費	１日につき１，４４５円。 （ただし、朝食４０５円、昼食５２０円、夕食５２０円とし、１食単位で費用の支払いを受けるものとします。） また、利用者の希望により特別な食事を提供した場合は、費用の実費をいただきます。（1 食当り　食材料費及び調理コスト）
③ 滞　在　費	居住に要する費用　従来型多床室５００円（1 日あたり）
④ 理 美 容 代	毎月 2 回（隔週に１回、火曜日）カットサロン美々の出張によるサービスを利用いただけます。 散髪１回２，０００円
⑤ 喫茶	毎月１回喫茶店を開いています。季節の食べ物・飲み物を準備しています。 １回：５００円
⑥ 教養娯楽費	手芸・押し花等の材料費等 １日：１５０円
⑦ 洗濯代	利用者衣類の洗濯代 １日：２００円
⑧ 日用品費	シャンプー・リンス・石鹸・整容物品等 １日：１５０円
⑨ おやつ代	プリン・ヨーグルト・ゼリー・果物・和菓子・季節に応じた菓子 １日：６６円
⑩ 電化製品の持ち込み	テレビ／１日２５円　電気毛布／１日２５円　ラジオ／１日５円
⑪ そ の 他	日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望により提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。

〇介護保険負担限度額について

利用者負担段階に応じて、食費・居住費が軽減される制度です。負担軽減の対象となる区分・金額については、下記のとおりです。

利用者負担段階	区分	食費	居住費
第１段階	・市町村民税世帯非課税者である老齢福祉年金受給者 ・生活保護の被保険者 ・負担額が第 1 段階の基準を適用すれば、被保護者とならない者	３００円	０円
第２段階	・市町村民税世帯非課税者で、合計所得金額＋課税年金収入額が 80 万円以下の人 ・負担額が第 2 段階の基準を適用すれば、被保護者とならない者	６００円	４３０円

第３段階①	・市町村民税世帯非課税者で、合計所得金額＋課税年金収入額が 80 万円超 120 万円以下 ・負担額が第 3 段階の基準を適用すれば、被保護者とならない者	１，０００円	４３０円
第３段階②	・市町村民税世帯非課税者で、合計所得金額＋課税年金収入額が 120 万円超 ・負担額が第 3 段階の基準を適用すれば、被保護者とならない者	１，３００円	４３０円

※配偶者が市町村民税を課税されている場合（世帯を分離してる場合を含む）、または預貯金額が一定額を超える場合には、対象外となります。

※利用者負担第４段階で「特例減額措置」を受けられる人

利用者負担第４段階の人は「特定入所者介護サービス費」の対象とはなりません。しかし、高齢夫婦世帯などで一方が施設に入所し、居住費と食費とを負担することで生計が困難になる、など一定の要件を満たし、申請により認められた人は利用者負担第３段階と同様の「特例減額措置」を受けることができます。問い合わせ先は高齢介護室介護認定給付課または各福祉事務所です。

４　利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

利用料の支払い方法等

利用料金・費用および施設が立替えた額などは１カ月ごとに計算いたしますので、合計額を利用月の翌月末までに、以下のいずれかの方法でお支払いください。

（1 カ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、入所日数に基づいて計算した金額といたします）

（ア）利用者指定の金融機関口座から自動振替（毎月 20 日引落し）

（イ）下記指定口座への振り込み（振込手数料は利用料を支払う方が負担してください）

三菱ＵＦＪ銀行　小阪支店　普通預金　０９４７９４１

口座名義人：社会福祉法人川福会　介護老人保健施設　枚岡の里　運営部長　清水雅史

（ウ）現金払い

なお、できるだけ（ア）または（イ）によるお支払いをお願いいたします。

（ア）の場合、「預金口座振替依頼書」をご提出いただきます。手数料は無料です。

その初回の手続きや書類不備の場合または資金不足などにより口座引落しができなかった場合、２カ月分以上の利用料をまとめて引落しさせていただく場合がありますので、資金のご準備および残高のご確認をお願いいたします。

ただし、口座振替できないことが 3 カ月以上続いた場合、お振込みなどをお願いする場合があります。お振込みの場合、振込人名義は利用者ご本人のお名前にしてください。

お支払いの確認をいたしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）領収書の再発行は致しかねます。

※尚、正当な理由なく料金を３カ月以上滞納されますと退所になる場合がありますので、あらかじめご了承くださいますようにお願い致します。

５　サービスの提供にあたって

（1）サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。

（2）利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必

要な援助を行うものとします。

(3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン)」に基づき、利用者の心身の状況、利用者及び家族の意向を踏まえて、「短期入所療養介護計画」を作成します。なお、作成した「短期入所療養介護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします

(4) サービス提供は「短期入所療養介護計画」に基づいて行ないます。なお、「短期入所療養介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます

(5) 短期入所療養介護従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行ないます。

６　虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	(管理者)丸茂　詠子

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 従業者に対する虐待防止を啓発･普及するための研修を実施しています。

(4) 虐待もしくはその疑いがあると判断したケースについては、速やかに市町村への報告を行います。

(5) 虐待発見時の相談窓口

【市町村（保険者）の窓口】 福祉部高齢介護室地域包括ケア推進課	住　所　：東大阪市荒本北１丁目１番１号 電　話　：06-4309-3013　FAX：06-4309-3848 受付時間：9：00～17：30（土・日・祝休業）

７　身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等の恐れがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。

その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また、事業所として、身体拘束廃止委員会を設置し、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

(1) 緊急性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

(2) 非代替性・・身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。

(3) 一時性・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

８　秘密の保持と個人情報の保護について

①　利用者及びその家族に関する秘密の保持について	①　事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ②　事業者及び事業者が使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③　また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④　事業者は、従業者に対して、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を保護するため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
②　個人情報の保護について	①　事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報を用いません。（また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。） ②　事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③　事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

９　緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他医療が必要と認められる場合は、速やかに管理医師が必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

当法人の協力医療機関は下記のとおりです。

協力医療機関

医療機関	病院名　及び 所在地	医療法人　枚岡病院 東大阪市出雲井本町３－２５
	電話番号	０７２－９８２－１１２５
	診療科	内科・消化器科・循環器科・小児科・整形外科・眼科・泌尿器科・リハビリテーション科・放射線科
	入院設備	有り（１９９床）

医療機関	病院名　及び 所在地	社会医療法人　若弘会　若草第一病院 東大阪市若草町１－６
	電話番号	０７２－９８８－１４０９
	診療科	内科、循環器内科、呼吸器内科、消化器内科(内視鏡センター)、腎臓内科、小児科、外科、整形外科、泌尿器科、眼科、耳鼻いんこう科、婦人科、皮膚科、形成外科、脳神経外科（脳卒中センター)、放射線科、麻酔科、救急科（救急センター)、リハビリテーション科、病理診断科
	入院設備	有り（２３０床）
	病院名　及び 所在地	医療法人　河内友紘会　河内総合病院 東大阪市横枕 1 番 31 号
	電話番号	０７２－９６５－０７３１
	診療科	内科、腎臓・糖尿病内科、消化器内科、循環器内科、呼吸器内科、外科、整形外科、脳神経外科、心臓血管外科、眼科、耳鼻いんこう科、皮膚科、形成外科、泌尿器科、救急科、放射線科、麻酔科、リハビリテーション科、産婦人科、小児科
	入院設備	有り（３４７床）
	病院名　及び 所在地	医療法人　藤井会　石切生喜病院 東大阪市弥生町 18 番 28 号
	電話番号	０７２－９８８－３１２１
	診療科	内科、循環器科、消化器内科、呼吸器科、腎臓内科、血液内科、神経内科、外科、整形外科、脳神経外科、泌尿器科　等
	入院設備	有り（３３１床）
	病院名　及び 所在地	医療法人　藤井会　大東中央病院 大東市大野 2 丁目 1 番 11 号
	電話番号	０７２－８７０－０２００
	診療科	内科、外科、整形外科、泌尿器科、皮膚科、耳鼻咽喉科、脳神経外科
	入院設備	有り（１１７床）
歯科	病院名　及び 所在地	たに歯科医院 大阪市平野区加美鞍作１丁目４番５号
	電話番号	０６－６７９３－４４０９
	診療科	歯科
	入院設備	無し

10　施設利用にあたっての留意事項

訪問・面会	面会時間　9：00～21：00 来訪者は面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届け出て下さい。
外出	外出の際には、必ず行く先と帰宅日時を職員に申し出て下さい。
居室・設備・ 器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
喫煙	敷地内での喫煙はご遠慮下さい。

迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮下さい。 また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないで下さい。
所持金品の管理	原則として、金銭管理は、ご家族または身元引受人、代理人でお願いいたします。また施設への金銭の持ち込みは一切お断りいたします。
宗教活動・ 政治活動	事業所内での他の入所者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。
動物飼育	事業所内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

11　事故発生時の対応方法について

利用者に対する短期入所療養介護サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する短期入所療養介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。但し、当施設に故意過失がない場合には、この限りではありません。なお当該事故発生につき過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができます。なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	：株式会社　全老健共済会
保険名	：介護老人保健施設総合補償制度
補償の概要	：当施設が行う業務に起因する事故によって、当施設が法律上の損害賠償責任を負った場合に、それによって被る損害賠償金や各種費用を補償する。

12　心身の状況の把握

短期入所療養介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

13　居宅介護支援事業者等との連携

① 短期入所療養介護の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

14　サービス提供の記録

① 指定短期入所療養介護を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。

② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

15　非常災害時の対策

非常災害時の対応	別途定める「介護老人保健施設　枚岡の里　消防計画」にのっとり対応を行います。			
避難訓練及び防災設備	別途定める「介護老人保健施設　枚岡の里　消防計画」にのっとり年２回夜間及び昼間を想定した避難訓練を行います			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉	12 箇所
	非常階段	３箇所	消火栓	4 箇所
	自動火災報知機	あり	誘導灯	16 箇所
消防計画等	東大阪市東消防署への届出日：平成３０年９月１１日 防火管理者：重本　一			

16　衛生管理等

① 短期入所療養介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。

② 短期入所療養介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。

③ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

17　サービス提供に関する相談、苦情について

(1)　苦情処理の体制及び手順

ア 提供した短期入所療養介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

ィ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

① 苦情の受付は面接、電話および書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けいたします。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

② 苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申し出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受け付けた旨を通知します。

③ 苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。なお、第三者委員の立会いによる話し合いは以下のように行います。

ア、　第三者委員による苦情内容の確認

イ、　第三者委員による解決案の調整、助言

ウ、　話し合いの結果や改善事項の確認

（受付時間）

毎週月曜日～土曜日（日・祝休み）　９：００～１７：３０

(2)　苦情申立の窓口

【当施設の窓口】	苦情解決責任者：丸茂　詠子（管理者） 苦情受付担当者：山本　幹久（支援相談員） 受付時間：9：00～17：30 受付方法：電話（072-985-2511） ：面接（当施設１階家族相談室） ：意見箱・苦情箱（各階に設置）
【市町村（保険者）の窓口】 東大阪市福祉部指導監査室 法人・高齢者施設課	住　所　：東大阪市荒本北１丁目１番１号 電　話　：06-4309-3315　FAX：06-4309-3848 受付時間：9：00～17：30（土・日・祝休業）
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所 在 地　大阪市中央区常盤町一丁目 3 番 8 号 中央大通ＦＮビル 電話番号 06-6949-5418 ﾌｧｯｸｽ番号 06-6949-5417 受付時間　9:00～17:00　（土日祝休み）
第三者委員会	第三者委員 栗山　武彦　　（連絡先　06-6781 - 3226） 玉置　善春　　（連絡先　072－872-8394）

18　重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和　　6 年　　12 月　　27 日

上記内容について、「東大阪市介護保険事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例（平成 24 年東大阪市条例第 36 号）」に定める「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）」第 8 条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所　在　地	東大阪市出雲井本町３－２５
	法　人　名	社会福祉法人　川福会
	代 表 者 名	吉田　　悟
	事 業 所 名	老人保健施設　枚岡の里 （事業者番号）２７５５０８００１３
	管 理 者 名	丸茂　詠子　　印
	説 明 者 氏 名	印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住　所	東大阪市本町 2-7
	氏　名	印

代理人（選任した場合）	住　所	
	氏　名	印

身元引受人（家族等）	住　所	
	氏　名	印

この重要事項説明書は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年 3 月 31 日厚生労働省令第 37 号）に準拠して作成しています。